

前向きな設備投資で経営革新を図る中小企業・小規模事業者等を支援! ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【一般型】

生産性向上に資する革新的なサービス・試作品の開発、生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部が補助される制度です。新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者は、営業経費を補助対象とした「特別枠」も利用可能です。活用を希望する事業者の皆さんは、余裕を持ったスケジュールで申請の準備を進めていきましょう。

公募締め切り	2020年11月26日(木)17:00 ※電子申請のみの受け付け。 ※電子申請には「GビジネスIDプライムアカウント」の取得が必要です。未取得の方は早めの利用登録をおすすめします。
対象者	中小企業、小規模事業者等
補助対象事業	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のために必要な設備投資等。 特別枠 ●A類型: サプライチェーンの毀損への対応 (顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと) ●B類型: 非対面型ビジネスモデルへの転換 (非対面・遠隔でサービスを提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと) ●C類型: テレワーク環境の整備 (従業員等がテレワークを実践できるような環境を整備すること)
補助額	通常枠 中小企業 補助率1/2以内で上限1,000万円 小規模事業者 補助率2/3以内で上限1,000万円 特別枠 A類型 補助率2/3以内で上限1,000万円 B・C類型 補助率3/4以内で上限1,000万円 ※特別枠では、補助対象経費の1/6以上がB類型またはC類型に合致する投資であれば、補助対象経費全体の補助率が3/4となる。 ※業種別ガイドラインに基づいた感染拡大防止の取り組みを行う場合、「事業再開枠」として定額補助上限50万円が上乗せされる。
お問い合わせ	ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053 ※受付時間: 平日10:00~17:00 詳細は、ものづくり補助金総合サイトよりご確認ください。 URL: http://portal.monodukuri-hojo.jp/



専門家が皆さまの経営を全力でバックアップします!

当所経営相談窓口では、各分野の専門家がさまざまな経営課題の解決に向けて、無料でサポートしています。



菅井 喜悦 米田 正美 田中 宏司 高木 順 眞里谷 理恵 佐藤 和仁 米田 貴光 曾我 陽一 遊佐 慎一郎 赤間 公太郎
中小企業診断士 中小企業診断士 中小企業診断士 中小企業診断士 中小企業診断士 税理士 税理士 弁護士 社会保険労務士・WEBコンサルタント 司法書士・行政書士

※ご相談は予約制となります。各専門家のスケジュールを当所ホームページよりご確認の上、お申し込みください。
<https://www.sendaicci.or.jp/management-consul/senmonka.html>



※本特集に掲載している内容は9月25日時点の情報です。
申請の際は、当所ホームページ等で最新情報をご確認ください。

仙台商工会議所では、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるための経営に関する
さまざまなご相談を随時受け付けています。お困りの方は、下記までお問い合わせください。

問 経営支援チーム TEL 022-265-8127

ウェブ: <https://www.sendaicci.or.jp/management-consul/keieishien/>



新型コロナウイルス感染症関連支援施策情報

NEW TOPICS

雇用調整助成金の特例措置の期限が12月末日まで延長!

当初、9月末日までの期限とされていた雇用調整助成金の特例措置が、12月末日まで延長となりました。
詳細は厚生労働省ホームページよりご確認ください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html



コロナ禍でも安定雇用を進める企業をサポート!

みやぎ正社員雇用緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇や雇い止めなど、非自発的な理由により離職を余儀なくされた方を正社員として雇い入れた事業主に対して、正社員雇用奨励金が支給される制度です。

支給額

中小企業等の事業主: **45万円/人**
それ以外の事業主: **20万円/人**

締め切り

2021年2月26日(金)まで ※当日消印有効。

お問い合わせ

宮城県経済商工観光部雇用対策課労政調整班 022-211-2771

対象要件等、詳細は宮城県ホームページよりご確認ください。

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/seishainnkoyou.html>



Go Toトラベル事務局からのお知らせ

地域共通クーポン取扱店舗として Go Toトラベルに参加し、観光を盛り上げよう!

Go Toトラベルとは、宿泊・日帰り国内旅行の代金総額の1/2相当額(1人1泊当たり2万円が上限)を国が支援する事業です。支援額のうち、70%は旅行代金の割引、30%は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます(例えば、2万円の旅行商品であれば、7,000円の旅行代金の割引、3,000円の地域共通クーポンを受けられます)。



地域共通クーポン取扱店舗登録申請方法

下記特設サイトからダウンロードした所定の様式に必要な事項を記入し、必要書類を添付の上、専用ページからお申し込みください。

郵送での申請をご希望で申請書類の様式が必要な場合は、Go Toトラベル事務局コールセンターへご連絡ください。

お問い合わせ

Go Toトラベル事務局コールセンター

ナビダイヤル 0570-017-345 [受付時間: 10:00~19:00(年中無休)]

IP電話等 03-6747-3986

Go Toトラベル事業者向けサイト: <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

